

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成25年7月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第29号

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

京都市障害者教養文化・体育会館条例の一部を改正する条例(平成25年3月29日京都市条例第84号)の施行期日は、平成25年8月1日とする。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)